

第7編 伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター使用規程

伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター使用規程

平成26年4月1日

訓令第4号

改正 平成26年10月1日 訓令第6号 平成30年1月1日 訓令第3号
平成31年3月28日 訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター規程第8条の規定に基づき、メディカルシミュレーションセンター（以下「iMSC」という。）の使用に関する事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター規程第5条第1項第2号の規定による「iMSCセンター長より許可を受けた者」とは次のものをいう。

- (1) 医師、看護師、薬剤師、医療技術者等
- (2) 医師、看護師、薬剤師、医療技術者等を目指す学生等
- (3) 地域住民

(プログラム)

第3条 伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター規程第4条第1項の規定による「地域医療に貢献できるような学習を促すための研修」とは次のものをいう。

- (1) プログラムに則ったシミュレーション学習
- (2) 各種講義・講座
- (3) その他、各種教育・研修

(使用の実際と施錠管理)

第4条 iMSCを利用する際は予約制とし、院内・院外それぞれの詳細な手順に基づいて使用する。

- 2 院内職員の使用については、各プログラム責任者の許可を得て使用する。
- 3 資機材・備品を使用する際は、備品使用簿に使用年月日、使用開始時刻、終了時刻、代表者名、使用備品名、使用人数、使用の程度（使用前後の状態など）を記入しなければならない。
- 4 iMSCの資機材・備品等は原則、持ち出し禁止とする。
- 5 院外の団体が主催し使用するときは、当院の認定を受けたトレーナーの立会いを必要

とする。

(常設機器及び消耗品管理)

第5条 iMSCの常設機器及び消耗品管理は専従事務職員が定期的に行う。

(破損・紛失)

第6条 iMSCの施設設備、常設機器、物品等を破損・紛失した場合は、速やかに当該プログラム責任者に文書にて申し出る。プログラム責任者はセンター長に届け出る。規定どおりにiMSCを使用しない、もしくは不適切な使用方法により物品の破損・紛失した場合、使用代表者が弁済する場合もある。

(使用制限・禁止)

第7条 使用者及びプログラム責任者が規定に違反する行為をした場合、センター長によって使用を制限、または禁止する場合がある。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、外部使用規程を別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日訓令第6号)

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月1日訓令第3号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。